

様式 1 第 3 回鶴岡ごはん日本一 応募申込書兼誓約書

令和 年 月 日

① 申込者 (注：氏名、住所、電話番号等は個人のものを記載して下さい。)

ふりがな 必須	
氏 名 必須	※応募要件を満たす法人名がある場合は、法人名、氏名の順に記載して下さい。
住 所 必須	〒 —
電話番号等	必須 携帯 () — 自宅 () — F A X () —
Eメール 必須	
生年月日	年 月 日 (歳)

◎履歴書

	学校等名・勤務先名	年月日等
最 終 学 歴 (学校等を卒業をした年)		年 月 日
現在の勤務先 (該当者のみ記載)		

② 誓約書 (自署のこと)

氏名

○以下の項目にチェックした内容に相違ありません。(□内にチェックして下さい。)

- ☐ 私は 49 歳以下の農業者です。(大会開催日の 11 月 10 日時点)
- ☐ 大会に出品するお米は、私が、主体的に栽培したお米です。
- ☐ 大会に出品するお米は、合計 30a 以上の水田において同一方法で栽培しています。
- ☐ 山形県内に住所と圃場を有しています。
- ☐ 法人の場合、主たる事務所の所在地が山形県内にあります。
- ☐ 今大会に出品する米は、「山形県産地品種銘柄一覧表」にある水稻うるち玄米の必須銘柄(あきたこまち、コシヒカリ、はえぬき、ひとめぼれ、つや姫、雪若丸)です。
- ☐ 私は、今大会にあたり、玄米 5kg を提出できます。
- ☐ 私は、今大会に出品する米の栽培管理記録簿の内容を公開可能です
- ☐ 私は、決勝審査(令和 6 年 11 月 10 日)に選出された場合、出席可能です。

(特別な事情がある場合を除く)

第3回鶴岡ごはん日本一 応募申込資格について

「鶴岡ごはん日本一」における各用語等の解釈については次とおりといたしますので、応募にあたっては次の各項をよくお読みの上、注意してお申し込み下さい。

1. 「49歳以下の農業者」について

大会開催日の11月10日（日）時点で49歳以下の者を指します。

また、「農業者」とは、農林水産省で公表している「令和元年度 食料・農業・農村白書」の「用語の解説」に記載されている「販売農家」又は「農業経営体」の構成員で、かつ、「主業農家」及び「準主業農家」に該当する者を指します。

- ・「販売農家」

経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家

- ・「農業経営体」

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、経営耕地面積が30a以上のもの

- ・「主業農家」

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事しているもの（抜粋）

- ・「準主業農家」

農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事しているもの（抜粋）

- ・農業経営体の構成員等の場合は、「主業農家」「準主業農家」の「農家所得」を農業経営体所得と読み替える。

2. 「主体的に栽培」について

「主体的な栽培」とは、「（育苗）、代かき、田植え、水管理、稲刈り、（出荷）」までの農作業を自ら行っていることを指します。

- ・農作業の一部のみを行っている場合（手伝い含む）、主体的に栽培しているとはみなしません。

- ・ただし、育苗を委託している場合や、苗を購入している場合は、応募可とします。

また、農業経営体の構成員等で出荷を自らの名前で出荷していない場合も応募可とします。

3. 国・県・市町村の補助事業等を活用している場合

上記に関わらず、国・県・市町村の補助事業（農林水産省「新規就農者育成総合対策」）を活用している場合、当該事業における就農開始時期を確認したうえで申し込みを行わないと、交付停止で返還が発生する場合があります。

本大会実行委員会では、補助金返還等に対して一切の責任を負いません。

また、大会への申し込みの際し、これらの問い合わせには一切応じられませんので、事前に住居地の市町村にご確認下さい。

応募期間 令和6年6月20日（木）～9月10日（火）

申込先 999-7696 鶴岡市藤島字笹花25

鶴岡市藤島庁舎産業建設課内 鶴岡ごはん日本一実行委員会事務局

FAX:0235-64-5847 E-mail:ekotaun@city.tsuruoka.yamagata.jp